

議案第6号

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月6日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条」を「第38条の2」に改める。

この条例中「前項の法定代理人以外の代理人」を「本人の委任による代理人」に改める。

第2条中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第12条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の3条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第12条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第12条の4 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第14条中「実施機関は、保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第16条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。)」を、同条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を、同条第3項中「本人が開示請求」の次に「(保有特定個人情報に係るものを除く。)」を加える。

第18条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人の役員」に改める。

第25条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第29条第1項中「開示請求に係る保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第31条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を、同条第3項中「本人が訂正請求」の次に「(保有特定個人情報に係るものを除く。)」を加える。

第37条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第38条中「訂正決定に基づく保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第38条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第39条第1項中「自己を本人とする保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第39条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の

規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

第40条第2項中「前条第2項又は第3項」を「第39条第2項若しくは第3項又は前条第2項」に改める。

附 則

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 特定個人情報の提供の制限に関する規定は、番号法附則第1条に掲げる規定の施行の日から施行する。

(2) 情報提供等記録に関する規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(3) 第18条第2号の規定は、平成27年4月1日から施行する。